

県政活動報告

発行者/ 皆川いわお
〒400-0031 甲府市丸の内3-6-2
TEL 055-222-5313
FAX 055-233-3301
E-mail: minagawa@nns.ne.jp
<http://minagawa-iwao.main.jp/>
YAHOO JAPAN 検索「皆川いわお」

「二元代表制」のもとに貫いた 県政への「是々非々」の対応



山梨県議会議員として7期28年間、地方議会の基本となる二元代表制のもとに、本会議、常任委員会、決算特別委員会等の場で発言をまいりました。今年度最後の各種会議の要旨並びに活動を報告させていただきます。

令和4年9月 定例土木森林環境委員会 会議録要旨

新山梨環状道路用地事務受託事業費について

皆川 新山梨環状道路は甲府都市圏の渋滞を緩和することや周辺市町との連携強化に必要で、県民が期待している。国土交通省からの受託で用地取得を行うとのことだが、具体的な内容を伺いたい。

道路整備課長 権利者との用地交渉や用地交渉の記録簿作成、土地取得と物件移転補償に係る契約書類の作成、抵当権など権利関係の整理を主な業務として受託する。測量や補償金額の算定は事業者の国が行う。

皆川 県が受託するメリットは。
道路整備課長 これまで国は測量や道路設計に必要な調査や地元説明会を重ね、道路計画を決定した。昨年、都市計画の変更手続きが終了し、国で用地測量や物件調査などを実施しながら、用地交渉に着手する準備を整えた。本年7月に国との協議が整ったことから、本議会に補正予算として計上した。

皆川 地元住民の反対があり、遅れたと聞いているが。
道路整備課長 広瀬一桜井間は一部盛土や高架構造などがあり、地域を分断した通学路など安全上の問題で地元から意見があったが、事業自体は地元の理解を得ながら進めている。

環状道路は無料化すべきだ

皆川 知事は本会議で、新山梨環状道路は国直轄の有料道路に向けて働きかけていくと答弁した。地元住民に有料化の説明がないが、その点について説明していただきたい。

道路整備課長 平成24年の笹子トンネル天井板の崩落事故以来、維持管理や修繕、更新への取り組みが厳格化され、国の審議会で高速道路の維持管理などの費用は道路利用者にも負担させるといふ答申があった。事業化されていない箇所は有料化を取り入れて事業を早めようと考えている。

皆川 事業を早めるために必要かもしれないが、新山梨環状道路が有料となると市民の利用しようという気持ちが失せると思っている。料金設定をどのように考えているのか。

道路整備課長 有料道路事業として国が進めるところまでまだ至っておらず、料金は有料道路事業として事業化された後に検討していく。

皆川 有料道路制度の導入には地域の合意形成が重要で、丁寧な対応に努め、先頭となって事業化を国に働きかけると知事も述べている。利用者はいきなり有料と言われても戸惑うと思う。丁寧な説明が必要となるが、その努力をどのようにしていくのか。

道路整備課長 地元の推進の会などで代表者や関係する自治体に丁寧な説明を心掛け、有料道路事業のメリットを説明し、地元負担軽減について丁寧に話して



新山梨環状道路の位置図

いきたい。
例えば、地元に対しての料金低減やアクセス道路の検討、新山梨環状道路が完成すると山の手通りを元通りの2車線に戻すなど、丁寧に説明していく。

皆川 アクセス道路は甲府市民のみならず、県民全体の期待感も大きい。有料道路にすれば早く完成できることをよく説明して、納得してもらうことにぜひ努めていただきたい。



新山梨環状道路東部区間II期工事(甲府市落合町現場)

令和4年7月19・20・21日
会派県外調査(鳥取県・岡山県)

令和4年10月25日
土木森林環境委員会県内調査



隼lab



真庭市役所



銘建工業



バイオマス発電所



岡山県動物愛護センター



新環状道路・東部区間工事



農林大学校森林学部
(意見交換会)

令和4年12月 定例土木森林環境委員会 会議録要旨

盛土規制法に基づく 規制区域指定基礎調 査事業費について

皆川 静岡県熱海市で起こった土砂災害、土石流災害を契機に、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制する盛土規制法ができた。同法は県民の安全・安心を確保する上で重要である。本県には既に土砂の埋立てなどの規制に関する条例があるが、盛土規制法と条例の違いについて説明いただきたい。

森林整備課長 盛土規制法は無許可行為や命令違反などに対する罰則で、県条例による罰則の上限より高い水準に強化されている。具体的には無許可案件などに対する罰則は、土砂条例が2年以下の懲役、または100万円以下の罰金に対し、盛土規制法は

3年以下の懲役、または1千万円以下の罰金、さらに法人重科として3億円以下の罰金となっている。その他の違いとして、危険な盛土に対する災害防止措置の勧告や改善命令の対象が行為者だけでなく、土地所有者にまで拡大された。

皆川 地方自治法による罰則には限界がある。条例では法人も同額なのか。

森林整備課長 条例では法人の重科措置もあるが、罰則は条例のレベルを超えることができないので、盛土規制法に違反した場合、その行為者の罰則だけでなく、行為者が属する法人に対して最大3億円という罰則が適用される。

皆川 今回、計上された予算で、規制区域指定の基礎調査とはどのような調査か。

森林整備課長 国が示した基礎調査実施要領に基づき、地形や地質、その他の土地利用、災害の履歴などを調査し、盛土に伴う崖崩れや土砂流出により災害が発生するおそれのある区域を特定する。今回の基礎調査は既存の資料、地形図や空中写真、衛星画像などの既存のデータを効率的に活用し、机上で調査を行う。

基礎調査では関係市町村と情報共有を図るなど連携し、調査完了後は規制区域案



土木森林環境委員会で質問に立つ

を公表する。その後、地域住民への説明や市町村からの意見などを踏まえて規制区域を指定し、盛土規制法を適用する。

令和4年11月16日 決算特別委員会 会議録要旨

財政運営について

皆川 令和3年度は新型コロナウイルスの影響で県税収入が落ち込むと見込まれたが、感染症拡大防止と経済活動の両立を図るための施策が予算化され、実行された。令和3年度の一般会計の決算額は歳入歳出とも過去最大となったが、新型コロナウイルスが財政運営に与えた影響について伺いたい。

財政課長 歳出面では新型コロナウイルス対策関係の経費は約570億円と全体の1割を占め、ご指摘のとおり主要な増要因である。財源は国からの交付金や補助金を活用し、一般財源の負担を12億円と圧縮できたことから、財政運営を圧迫していない。

また、税収は当初予算編成時は県税減と見込んだが、企業業績の回復で前年度と比べて67億円増加した。なお、県税と実質交付税の増などで、年度当初に想定した145億円の基金取り崩しは回避できた。

皆川 決算額が570億円程度と大きな数字だが、要因は何か。

財政課長 税収増の主な要因は法人関係税の増で、企業業績の回復で法人関係2税が増加した。

皆川 令和3年度に徴収猶

皆川 県民の命や財産を守るには早期の法による規制開始が重要で、速やかな対応をお願いしたい。

予を撤廃したことも県税収入増加につながったと考えるが、いかがか。

税務課長 令和2年度に徴収猶予の適用を受けた8億6,450万円のうち、7億3,671万円が令和3年度に繰り越され、そのうち7億215万円の徴収を行った。徴収猶予の期間が終了し、適切に納付や滞納整理がされた結果が今回の税収にも入っている。

皆川 一方で県全体の県債残高は9,661億円と依然高いが、削減に向けてどう取り組むのか。

財政課長 県債残高は近年、減少傾向である。現在、総合計画で県債などの残高から、後年度に地方交付税により措置される額を除いた実質的な県負担を伴う県債残高の抑制を図っている。令和3年度末の県債などの残高は4,969億円と、前年度から84億円減少した。

皆川 県債残高が減少すれば償還に必要となる公債費の水準も下がるが、財政の健全性を高めるためにどうするのか。

財政課長 財政指標を毎年ウオッチしながら財政運営を行い、将来、負担比率や実質公債費比率が抑制されるよう財政運営を行う。県債の実質的な県負担の

森林整備課長 委員の指摘のとおり、速やかな規制の開始に向けて基礎調査にしっかり対応したい。



決算特別委員会で質問に立つ

ミネラルウォーター税の導入を

皆川 令和3年度の決算に基づく実質公債費比率は11.6%で、前年度から0.9ポイント低下したが、元利償還金の減少や標準財政規模の拡大で公債費比率、公債費の減少傾向が続くと思う。財政運営の健全化に向け、ミネラルウォーター税の導入など自主財源の確保を考えていただきたい。



県有資産のあり方を考える山梨県議員連盟県内調査富士山の銘水(株)訪問

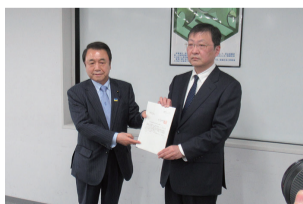
令和5年2月27日 議員書道クラブ 展示作品と



北富士演習場対策協議会 令和4年度活動報告



令和5年2月24日
国会議員へ地元要望内容説明



令和5年2月24日
国へ対国要望書提出



令和5年2月20日
首長意見交換会



令和5年2月20日
県要望提出式



令和4年12月27日
協定更新本申し入れ

令和元年8月より、北富士演習場対策協議会(演対協)の会長として、演習場を巡る諸課題の解決に取り組んできた。令和4年度は、国との間で締結した第十次北富士演習場使用協定が今年度で期間満了となることからその対応を行った。令和4年12月27日に防衛省から演対協に対し、来年度以降も演習場を引き続き使用したい旨の申し入れがあり、令和5年2月20日に北富士演習場使用協定対策地元協議会から演対協に対し、地元の意向を取りまとめた国に対する要望書が提出された。2月24日、演対協から防衛省にこの要望書を提出し、同日、県関係国会議員に対し要望内容を説明し協力を依頼した。北富士演習場使用協定については、3月末までに協定を更新するかどうかを決定することとなった。